（注１）　外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第６条の３の２第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注３）　(B)から(E)までの欄は、(ア)の（注５）から（注８）までに準じて記載すること。

（注４）　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の１以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の１以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の１未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の１以上となる場合。

（注５）　(I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が２分の１を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ)　外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

（注６）　(E)及び(G)から(I)までの欄は、(ア)の（注11）に準じて記載すること。

（注７）　備考の欄は、イの（注７）(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、施行規則第６条の３の２第３項から第６項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

（注８）　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

⑷　［同左］

［表同左］

（注１）　議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第１項の店頭売買有価証券登録原簿に

⑷　別紙⑷は、次の様式により記載すること。

［表略］

（注１）　議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第１項の店頭